

平成29年度第2回 西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議 会議録

1 日 時

平成30年2月21日（水） 午後1時15分から午後2時まで

2 場 所

衣浦東部保健所 3階 大会議室

3 出席者

別添出席者名簿のとおり

4 傍聴人

2名

5 議事等

(1) 議題

ア 西三河南部西医療圏保健医療計画の修正原案について

イ 介護保険施設等の整備承認について

(2) 報告事項

医療計画別表の更新について

(3) その他

6 会議の内容

○事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

平成29年度第2回 西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議を始めさせていただきます。

私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます衣浦東部保健 次長の鈴木でございます。

それでは、会議に先立ちまして、開催者を代表いたしまして、衣浦東部保健所 吉田所長からご挨拶を申し上げます。

○事務局（吉田 衣浦東部保健所長）

皆さんこんにちは。愛知県衣浦東部保健所長の吉田でございます。本日は、大変、お忙しい中、平成29年度第2回西三河南部西圏域保健医療福祉推進会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。ご出席の皆様方に置かれましては、それぞれの分野につきまして、健康福祉行政の推進に大変ご尽力をいただいております。重ねて厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、当会議でございますが、圏域の保健・医療・福祉の重要事項につきまして、推進あるいは連絡調整を進めさせていただくために開かせていただく会議でございます。

本日は、議題の方を2件、それから報告事項の方を1件ほどご用意させていただきました。議題の1つ目は、当医療圏で進めております保健医療計画についてでございます。前回の会議でも、原案についてご審議いただきました。その会議でいただいたご意見、その後の皆様から頂いたご意見を参考にさせていただきまして、また事務局の方で表現の見直しやデータの時点修正を行いまして、本日修正原案としてまとめさせていただきましたので、重ねて本日ご審議いただきたいと思います。この計画でございますが、本日のご意見等も含めまして、また会長さんとも意見調整を進めさせていただいたうえで、今月末までに県庁の方に提出する予定としております。どうかよろしく願いいたします。

議題の2点目でございますが、介護保険施設等の整備承認につきまして、それから報告事項といたしましては、現行の医療計画でございますが、医療計画別表の更新につきまして、ご報告させていただくものでございます。

本日の会議は、重要な議題が揃っておりますが、2時までということで、大変限られた時間ではございますが、よろしく願いいたします。一部の委員につきましては、この後開催させていただきます地域医療構想推進委員会と2階建となっておりますので、大変でありますがお協力のほどよろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。先日配布させていただきました資料につきましては、資料1-1「西三河南部西医療圏保健医療計画修正原案」、資料1-2「原案（案）からの主な変更点」、資料2-1「介護保険施設等からの整備計画について（案）」、資料2-2「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」、でございます。また、本日机前にお配りさせていただいた資料としましては、会議次第、出席者名簿、配席図、資料3「別表（医療計画に記載されている機関名）」、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領、でございます。不足があります方、本日資料を持参されなかった方がありましたらお申し出ください。

本日の出席者でございますが、お手元の「出席者名簿」及び「配席図」のとおりでございますが、

知立市の保険健康部長 中村様につきましては、本日都合が急きょ悪くなりまして、健康増進課長の浦田様に出席いただいております。

本会議の議長でございますが、本日お配りしました開催要領の1ページ目、第4条第2項に「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」とございますが、事務局といたしましては、刈谷医師会長の齋藤様にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

異議なしのご発言をいただきましたので、以降の進行を、齋藤様にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤 刈谷医師会長）

刈谷市医師会長の齋藤です。この会議の議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願申し上げます。

それでは、議事に入りますが、その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

情報公開の取扱いでございますが、3件ございます。1つ目ですが、本会議の議事については、全ての議事が公開となります。2つ目ですが、本日の会議開催の案内は、当保健所のホームページに掲載しておりまして、本日の会議の概要及び会議録につきましても、後日、掲載する予定となっております。3つ目、傍聴についてでございますが、本日は傍聴人が2名おられますので、ご報告させていただきます。以上でございます。

○議長（齋藤 刈谷医師会長）

ただ今の会議の公開についての事務局案について、ご質問ご意見等がありましたらご発言願います。ご発言もないようですので、事務局案のとおりといたします。

それでは、会議次第に沿って議事を進めます。

では、議題（1）「西三河南部西医療圏保健医療計画の修正原案について」を、事務局から説明してください。

○事務局（久米 衣浦東部保健所主査）

衣浦東部保健所の久米と申します。議題（1）「西三河南部西医療圏 保健医療計画の修正原案について」を説明させていただきます。

昨年9月6日に開催いたしました第1回西三河南部西圏域保健医療福祉推進会議におきまして、西三河南部西医療圏保健医療計画の原案（案）をご検討いただきました。会議後にいただきましたご意見等により修正いたしました「原案」を、県庁医療福祉計画課に9月末に提出いたしました。その後、医療福祉計画課により、11月に開催されました医療審議会医療体制部会及び医療審議会におきまして、県全体及び各医療圏の医療計画を含む「愛知県地域保健医療計画」が提出され、検討がなされ、また12月半ばから約1か月間、パブリックコメントや三師会・市町村の方々への意見照会が行われております。それら様々な機会にいただきました修正意見、また県庁の各担当課による修正意見を参考に、また当保健所自身による見直し作業も踏まえまして、本日の会議資料1-1「西三河南部西医療圏 保健医療計画 修正原案」を事務局で作成いたしました。

なお、本日の会議資料1-1と資料1-2につきましては、会議通知とともに、構成員に方々に事前配布させていただき、その際、修正意見連絡票を同封し、修正意見を事前にご照会させていただきましたが、特に連絡はございませんでした。

また前回の圏域推進会議からの修正点につきましては、「資料1-2 原案(案)からの修正点」に5ページにわたり一覧の形にまとめさせていただきました。また、それらの修正点につきましては、「資料1-1」上では、グレーの網掛けで示しております。

それでは、主に資料1-2に沿い、修正点を説明させていただきます。

まず、資料1-2の1ページの一番上の項目、資料1-1は13ページとなります。第2章第1節の「がん対策」、「1 がんの患者数等」の現状欄に記載を追加いたしました。平成28年1月から法制化された全国がん登録制度について追記いたしました。また、資料1-2の2番目の項目、資料1-1では14ページとなります。安城更生病院におけます小児がん治療を始めとする長期入院児童のための院内学級について、第6章小児医療対策での記載をがん対策の章にも必要と判断し重ねて記載いたしました。続きまして、資料1-2の4番目、がん対策における緩和ケアの充実の必要性につきまして記載を追加しております。また資料1-2の下から2番目、がん対策の章における「今後の方策」の欄、資料1-1は16ページとなります。多面的な視野からのアプローチと関連施策との有機的な連携の推進を進めるべき項目として、「歯科医による口腔ケア・口腔管理」を追加いたしました。その下、同じく今後の方策の欄となりますが、「小児・AYA世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報の提供に努めます」との記載を追加いたしました。

続きまして、第2章第2節「心筋梗塞等心血管疾患対策」の節でございますが、資料1-2では2ページの一番上の項目、資料1-1では30ページとなります。「愛知県急性心筋梗塞システム」の参加病院といたしまして、八千代病院が漏れておりましたので修正いたしました。

続きまして、第2章第4節「糖尿病対策」ですが、資料2は2ページの2段目の項目、資料1-1は35ページとなります。「1 糖尿病の現状」の課題欄におきまして、統計数値に関する記載を数値に合わせ修正いたしました。また、資料1-2の3段目と4段目の項目、同じく糖尿病の節でございますが、資料1-1 38ページの体系図の下の方に記載されております体系図の説明の記載を見直しいたしました。

その下、資料1-2 2ページの上から5段目の項目から、4項目分につきましては、第2章第5節「精神保健医療対策」の項目の修正でございます。資料1-1は、40ページ以降となります。県の障害福祉課からの意見や関係機関からの意見を参考に見直しております。続きまして、第3章「救急医療対策」の章となります。資料1-2では、2ページの一番下の項目、資料1-1は53ページとなりますが、こちらは安城更生病院の第3次救急医療体制に関連し、運用されているシステムにつきまして関係機関からのご意見を参考に追記いたしました。

続きまして、第5章「周産期医療対策」につきましては、資料1-2の3ページの2段目の項目から6項目にわたり修正点を列挙しております。資料1-1は65ページ以降となります。主に県計画の記載を参考に、文章を追加又は修正したものとなります。

第6章「小児医療体制」につきましては、資料1-2の4ページ 2段目の項目から3項目にわたりを修正しております。資料1-1は69ページ以降となりますが、他の章と同様、県計画を参考に、または県庁からの意見を参考に修正しております。

また、第7章「へき地保健医療対策」でございますが、資料1-2の4ページ、下から3段目及び2段目ですが、県計画を参考に追加いたしました。資料1-1では、73ページから74ページにか

けて、となります。地域包括ケアシステムを支える医師の必要性、また診療技術支援の必要性につきまして、県計画の文言を参考に追加いたしました。また表のレイアウト等を修正しております。

続きまして、資料1-2の4ページ一番下の項目から5ページにかけ、3項目が第10章「高齢者保健医療福祉対策」に関する修正となります。資料1-1では82ページ以降となります。認知症に関する記載、また高齢者虐待に関する記載を参考に県計画を修正いたしました。

最後に、第13章「健康危機管理」でございますが、資料1-2 5ページの最後の3項目、資料1-1では98ページ以降となります。愛知県の感染症発生時の対応マニュアルの変更に伴い、表現を変更いたしました。また、エボラ患者の移送に関する消防との協定について記載を追加いたしました。また、医療圏内の保健所であります西尾保健所の健康危機管理体系図を追加いたしました。

非常に簡単ではございますが、主な修正点の説明は以上とさせていただきます。

なお、資料1-2の5ページの下の方に記載いたしましたとおり、統計時点更新に伴う年や数値の修正、表記統一に伴う修正、などの微細な変更点につきましては、多くの箇所にもわたるため、資料1-1におきましても特に網掛け表示はしておらず、資料1-2におきましても記載を省略してございます。

また今月初め、県庁から表記統一方針といたしまして、平成31年に予定されております改元への対応といたしまして、本文中の元号に西暦を併記するよう指示がございました。この点につきましては、本会議資料に修正は間に合いませんでしたので、本会議後、事務局において一括して修正を加えさせていただきます。

それでは、今後の流れでございますが、資料1-1 修正原案を、本日この会議の場でいただきました修正意見等を基に修正いたしまして、事務局で当医療圏の保健医療計画の最終案を作成いたしまして、県庁に今月末までに提出いたします。なお本日の会議後、提出までに新たに修正すべき点が生じた場合、事務局で修正案を作成し、議長と相談のうえ修正させていただきますたく存じます。

大変、駆け足の説明となり、恐縮でございますが、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願いいたします。

事務局からの議題説明は以上となります。

○議長（齋藤 刈谷医師会長）

ただいまの説明でご質問・ご意見がありましたらお願いします。

それでは、この案を当医療圏の医療計画の最終案として県庁に提出してよろしいでしょうか。

では異議もないようですので、本案を事務局から提出することとし、議題（1）については、終了します。

それでは、議題（2）「介護保険施設等の整備承認」について、事務局から説明してください。

○事務局（矢田 西三河福祉相談センター次長）

西三河福祉相談センター次長の矢田でございます。日頃は、福祉行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。それでは、私から議題2の介護保険施設等の整備承認について、お手元の資料2-1と2-2により説明させていただきます。

介護保険施設等の整備にあたりましては、資料2-2「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」の第2に基づき、圏域ごとの推進会議におきまして、関係機関の皆様の意見調整等を行うこととされております。

この度、同要領第4の規定によりまして、平成29年11月末現在までに1件の事前相談票の提出がございました。

資料2-1「介護保険施設等の整備計画について（案）」をご覧くださいと思います。

(1)「事前相談票の概要」というところがあると思いますが、ここに記載のとおり、介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホームにつきまして、社会福祉法人観寿々会さんから刈谷市で現在運営している「ヴェルバレー」につきまして、現在の100人定員を10人増やし110人になりたいという内容でございます。こちらは併設されているショートステイの定員20人のうち、10人分を特別養護老人ホームに変更するものでございます。

その下の「(2)平成29年9月30日現在の既存数の公表」をご覧くださいと思います。こちらは、取扱要領第3に基づきまして、平成29年9月30日現在の施設別既存数が愛知県のホームページ等に公表されているものでございます。資料には、そのうち介護老人福祉施設だけの数字を示させていただいております。左から、平成29年度整備目標数が2,353人、平成29年9月30日現在の認可入所定員総数が2,162人でありまして、整備目標数から認可入所定員総数を差し引いた数字となります191人が現在の整備可能数となり、今回の10人は枠の範囲内ということになります。

また要領第4第2項に基づき、今回の整備予定地であります刈谷市さんに市の計画の範囲内かどうか、参考意見を伺いましたところ、市介護保険事業計画における範囲を超過するものの、特養の待機者の早期解消のため、必要であるとのことご意見をいただきました。別に圏域内の他市にもご意見をお聞きしたところ、特に修正意見はございませんでした。よって「(3)整備計画（案）」のとおり、1月19日の幹事会に諮りまして、事務局案とさせていただきます。

以上の整備計画（案）について、承認の是非にかかる協議をお願いいたします。

○議長（齋藤 刈谷医師会長）

ただいまの説明にご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

○鈴木 安城市子育て健康部長

取扱要領の方ですと、福祉圏域の整備目標値と既存数との比較となっていると思うのですが、この2,353名というのは、この圏域の数ということによろしいのでしょうか。

○事務局（矢田 西三河福祉相談センター次長）

はい。2,353名は、西三河南部西圏域の数字であります。

○鈴木 安城市子育て健康部長

29年度の整備目標ということですね。

○事務局（矢田 西三河福祉相談センター次長）

第6期の県の介護保険事業支援計画の数でございます。

○鈴木 安城市子育て健康部長

トータルの数字が載るのですか。6期中にこれを作るということですか。

○事務局（矢田 西三河福祉相談センター次長）

6期の計画の数字として、南部西圏域として2,353名という数字を挙げているということです。

○鈴木 安城市子育て健康部長

その関連で、その後ろの方に行きますと、市町村の方に意見を聞くとなっているのですが、4ページの第5の四を見ていただきますと、「総合的に勘案するものとする」となっておりまして、市町村計画を超えている場合に、どこかが特別養護老人ホームをやりたいと言ってきた場合にどのような判断をされるのでしょうか。

○事務局（杉山 西三河福祉相談センター主任主査）

取扱要領の10ページを見ていただくと、別表が付いているのですが、そちらの方を見ていただきますと、うちの圏域だけでなく全県の数字が載っておりまして、10ページの上の表が、介護老人福祉施設、つまり特別養護老人ホームの目標数等が書いてあるかと思いますが、他の圏域で整備数が最終的にマイナスになっているところがあるかと思いますが、こちらの場合、他の圏域さんですと、計画の整備目標を超えても認められている例があるようです。そういったところでは、総合的に勘案されて認められた例があるかと思いますが、うちの圏域では、約191名ということで残っており、その中で今回ご承認をいただきたいという案でございます。

○鈴木 安城市子育て健康部長

今回の件は全然問題はないのですが、191名分枠が残っておりまして、各市も介護保険事業計画の整備量をほとんどもう満たしていると思うのですが、仮にどこかが100を作りたいよと言ってきた場合に、総合的に勘案すると言われましても、市町村的には介護保険事業計画の中で介護保険料を決めてしまっていますので、新たな特養ができると財源が足りないとなるのですが、許可しないということもありえるのですか。

○事務局（杉山 西三河福祉相談センター主任主査）

そうですね。そのために、こちらの会議にかけさせていただいて、「必要ないのではないか」とのご意見が出れば、総合的に勘案して認められないということもあるかと思いますが。

○鈴木 安城市子育て健康部長

以前知立市さんかどこかで、まったく市を通さずにどこかの法人さんが作りたいという話に来て、ちょっと困ったケースがあったと思いますので、各市町村に確認して、介護保険事業計画の整備数を超えている場合は、県の段階でその旨をきちんと伝えていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（齋藤 刈谷医師会長）

よろしいですか。他にはいかがですか。

○小林 小林記念病院理事長

財政的な観点から許認可の話がありました。一方私ども現実に施設を運営する立場といたしましては、特に介護士を中心とした働く人が、大変逼迫している。過去には委員の中から、行政はどのように考えているかという発言があったと思いますが、実際の資源といいますか、働く人の観点から、県はどのように考えていますか。

○議長（齋藤 刈谷医師会長）

事務局、いいですか。

○事務局（矢田 西三河福祉相談センター次長）

特に介護保険のことでよろしいでしょうか。人材確保は、とても重要な案件だと考えております。

○事務局（吉田 衣浦東部保健所長）

私がお答えしてよいかどうか分かりませんが、介護分野でもそうですが、私ども直接所管しております保健・福祉分野でも人材が全てでございますので、県の方でも部長、局長が議会答弁させていただいておりますが、保健・医療・福祉分野の人材がどこでも逼迫していることを承知しておりますので、県を挙げて人材育成に今後とも努めていきたいと考えております。

○小林 小林記念病院理事長

今の話では、大変一般論のきれいごとで、現場をあずかる我々としては、少し物足りないご返事ですが、いかがなものでしょうか。

○事務局（吉田 衣浦東部保健所長）

本当に現場の皆様が大変なご尽力をしてみえるということは、承知しており、重要な課題だと捉えております。個々のケースで実際に困ったことがございましたら、保健所でも福祉相談センターでもご相談いただければ、良い解決策を、すぐに一朝一夕にできるかわかりませんが、関係者の皆様方とご協議して進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○浦田 安城更生病院長

特別養護老人ホームと病院の病床とは違うのですが、似たようなケースが去年ありまして、西三河北部医療圏で新しい療養型を中心とした病院が2百数十床規模で認可された折に、医療審議会で付帯決議が付いておりまして、そういった病院が進出することで看護師を始め医療職の需給に大きな悪影響を及ぼさないように、新しい病院が採用する職員、特に看護師さんについては、直近の勤務状況を報告する、とされました。つまりそのようにして、現在きちんと運営されている病院や施設に人材の面で悪い影響を及ぼさないようにとの観点から、医療審議会で確か付帯決議がついた筈です。

そのような事を、介護の施設の認可においても考える必要があるのではないかとことを多分、小林委員はおっしゃってみえるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○事務局（吉田 衣浦東部保健所長）

本当に医療施設はもちろん、介護施設もそうですが、新しい施設を運営するには当然多くの人材が必要ですので、既存の医療機関あるいは介護保険施設の方に影響の出ないように整備を進めるとい

うことも、新設・増床の際の重要な審議事項になっていると心得ておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○岡田 レジデンス宮崎施設長

今小林委員がおっしゃったことは、現場をあずかる者としても、もっともなことでございまして、多分市町村が立てられます介護保険事業計画の参酌基準が国から示されている訳ですね。それに応じて、7期の計画も市町村さんにおかれましては、計画が策定されている訳で、6期でも同じなのですが、実は現実と乖離し始めているということでございます。

現実が人材不足であるが故に、数字上の施設整備計画が出てきて、予算も付けて施設整備したとしましょう。そこまではいいのですが、運営側に降りた時に市町村の守備範囲から離れる訳でございます。その時に小林委員がおっしゃったような現象が現実には、この6期計画や恐らくその前の5期計画くらいから始まっているのですね。

そもそも国や県の立場からは申し上げにくいところとは思いますが、そろそろ現実をよく見ていただいて、特別養護老人ホームを整備しても、昔は3カ月位で満床になったのですが、今は半年1年かけて漸く満床というところでございます。そういう現実、整備補助金を出しているのに効果的に補助金が使われていないという現象が起きている訳であります。

したがって、この辺について、私たちから言うのも変なのですが、行政の方でどのように対応されるかは市町村や県においても国から指針が示されれば、それに従って計画を作る以外手はないので、従ってこのように整備数が上がってくるのですね。手を挙げる法人がないですから、積み残し、積み残しとなっていくわけです。

今回の7期計画においても、西三河では400床くらい整備目標が上がっているのですね。つまりそれは積み残しになっているから、そのような数字が出てくる訳です。おそらくこの400床、西三河南部西圏域においても次の7期計画においてもどれだけ消化できるのだろうかとは県としても頭の痛いところだと思います。

従って、特別養護老人ホームのショートステイを10床減らして、特養の病床数に10床入れている訳ですね。こういう方法も使って、整備数を確保していこうとする県の考え方が見え隠れするわけです。ご苦労が多いと思います。恐らくショートステイにおいても稼働率が落ちている。だから10床を減らして、特養に10床を増床しようというのが、今回の計画のそもそもの話だと思います。

その根幹のところを解決していかないと、いつまでたっても数字だけが空論で上がってくるだけになる可能性が高い。それは、小林先生がおっしゃるとおり元々職員が少なく、国が示す基準に至らないのです。配置数が足りないものですから、開所できないのですね。できるところから開所していくので非常に時間がかかる。法人にとっても、経営体力があるところでないとい配置の職員に給料を払っていかねばなりませんので、そうすると見通しが立たない。だから整備しようと手を挙げ難い現状になっている。ちょっとフォローさせていただきました。

○議長（齋藤 刈谷市医師会長）

では今回は、一応枠の中に納まっているということで、10名分を増やすという件についてはよろしいですか。それとも、人的なものが足りないのではないかということですので、もう少し検討する余地があるということとしますか。

今回の特養の10床増について、承認するということがよろしいですか。

問題もあるけれども、今回は枠が余っているということで承認することとしたいと思います。

それでは、報告事項「医療計画別表の更新について」を、事務局から説明してください。

○事務局（久米 衣浦東部保健所主査）

本日、資料3として配布いたしました、「別表（医療計画に記載されている機関名）」について、簡単に説明させていただきます。

現行の愛知県版の保健医療計画におきましては、各章に掲載されました「医療連携の体系図」により、各医療機関の機能や医療機関相互の関係等を図示しております。それらの体系図上の具体的な医療機関名につきましては、計画本文とは別に別表として整理しており、毎年10月頃に行われる各医療機関による「愛知県医療機能情報公表システム」の更新情報などを元に、年に数回更新を行っております。

昨年度の圏域推進会議におきましても別表の更新箇所について説明しておりますが、今年1月29日付で更新された最新の別表を使用いたしまして、今年度の当医療圏に関連する更新箇所を説明いたします。

5ページとなります。「2」 脳卒中の体系図に関わる別表ですが、「愛知県医療機能情報公表システム」上で「脳血管疾患等リハビリテーション料」の算定ありと報告している病院は、「回復期リハビリテーション機能を有する医療機関」として別表に掲載されることになるのですが、当医療圏の「新川中央病院」と「刈谷記念病院」が加わっております。

また20ページ、「8」 小児救急医療に関する別表ですが、「刈谷豊田総合病院」が小児入院医療管理料②を東海北陸厚生局に届け出されており、「小児医療を24時間体制で提供する病院」に該当するとされました。左側の表「地域の小児基幹病院」の西三河南部西の欄に刈谷豊田総合病院と安城更生病院が並んでおりますが、刈谷豊田総合病院の一番右側のマスに「○」が加わっております。報告事項は以上となります。

○議長（齋藤 刈谷医師会長）

ただいまの説明にご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

ご発言もないようですので、報告事項を終了します。

最後に「その他」ですが、何か、ご意見・ご質問など、ありますでしょうか。

ご発言もないようですので、「その他」を終了します。

これもちまして、平成29年度第2回西三河南部西圏域保健医療福祉推進会議を終了します。

○事務局（鈴木 衣浦東部保健所次長）

ありがとうございました。

それでは、2時5分から地域医療構想推進委員会を開催いたします。

恐れ入りますが、地域医療構想推進委員会の委員でない方は、お気をつけてお帰りいただきたいと存じます。委員の方々は、しばらく休憩といたしますので、2時5分までに会場にお戻りくださいますようお願いいたします。